平成２５年（フ）第５７号
横浜市港北区新横浜２丁目14番24号ＳＫ―Ⅱビル７Ｆ
債務者　株式会社エヌ・エス・ネットワーク
代表者代表取締役　鈴木　　力
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出光　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６７号
宮城県石巻市水沼字日影14番地
債務者　中澤　徳雄
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
神奈川県足柄上郡中井町半分形38番地16　アネストハイムＮ201、前住所神奈川県小田原市中里419番地の22
債務者　佐々木　学
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８３号
宮城県柴田郡柴田町船岡東２丁目17―11、住民票上の住所宮城県柴田郡柴田町北船岡２丁目４番７号
債務者　又賀　　仁
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第７号
茨城県土浦市右籾2410番地、前住所千葉県柏市旭町４丁目10番９号　ステージ柏壱番館205号
債務者　今岡　正義
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　祐介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６９３９号
大阪市平野区長吉出戸５丁目３番69号　センチュリーハイツ出戸203
債務者　川本　　健
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮岡　　寛
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１号
岡山市南区福島２―１―38―２　森本方、営業所の住所岡山市南区若葉町７番３号
債務者　駄場崎内科医院こと　駄場﨑　浩
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
名古屋市守山区中新７番８号　フロイデ201号
債務者　野村　俊之
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　裕資
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９号
北海道恵庭市中島町４丁目12番地11　ハイツアララギ201号
債務者　高場　　理
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　悠介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０７号
京都市山科区西野山欠ノ上町50―９、住民票上の住所大津市朝日が丘１丁目19番12―605号　ウエスタ大津
債務者　諸角　直人
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　掛谷　弥生
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
鹿児島県日置市東市来町湯田3279番地
債務者　長野　春美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
青森市金沢５丁目５番20号
債務者　安保　恭子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　高志
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢71番地18
債務者　守　　一仁
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２４号
石川県加賀市南郷町トの111番地の３
債務者　扇谷　明宏
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
金沢地方裁判所小松支部